

以下の育英資金家計基準により算出される「認定所得金額」が、「所得基準額」以下となる方が貸与の対象となります。

育英資金家計基準

1 所得基準額

所得基準額は、次の「所得基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む同一生計を営む者の人数）に対応する額とする。

所得基準額表

世帯人員	所得基準額
2人	282万円
3人	328万円
4人	355万円
5人	382万円
6人	402万円
7人	422万円
8人	442万円

※9人以降は1人につき20万円を加算

2 認定所得金額

認定所得金額は、下記3の所得金額（父母等の所得金額の合計）から下記4の特別控除額を控除した金額とする。

3 所得金額

所得金額は、父母等の所得の種類により、次の①及び②により算定した額を合計した額とする。（父母それぞれ算定し、1万円未満は切り捨てる。）

①給与所得の場合 【所得金額＝以下の表により算定される額】

収入金額	所得金額
330万円未満	0円
330万円以上 401万円未満	収入金額×0.8 - 263万円
401万円以上 879万円未満	収入金額×0.7 - 223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

②給与所得以外の所得の場合 【所得金額＝収入金額－必要経費】

4 特別控除額

特別控除額は、次の特別控除額表の事由に対応する控除額を合計した額とする。

特別控除額表

事由		特別控除額		
就学者分控除 (本人を除く 就学者1人につき)	小学校	8万円		
	中学校	16万円		
		自宅通学	自宅外通学	
	高等学校	国公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	高等専門学校	国公立	36万円	55万円
		私立	60万円	80万円
	大学	国公立	59万円	102万円
		私立	101万円	144万円
	専修学校高等課程	国公立	17万円	27万円
私立		37万円	46万円	
専修学校専門課程	国公立	22万円	62万円	
	私立	72万円	112万円	
本人分控除	高等専門学校	国公立	28万円	47万円
		私立	41万円	60万円
	大学	国公立	28万円+授業料	72万円+授業料
		私立	44万円+授業料	87万円+授業料
	専修学校専門課程	国公立	20万円+授業料	60万円+授業料
		私立	37万円+授業料	76万円+授業料
母子・父子世帯		49万円		
障がい者		1人につき86万円		
長期療養者		療養のため経常的に特別に支出した年間金額		
家計支持者の別居		別居のため特別に支出する家賃・光熱水費等の年間金額(71万円を上限とする)		
火災・風水害等による被害		収入減又は支出増となった年間金額		

※長期療養者、家計支持者の別居、火災・風水害等による被害に係る特別控除額については、それぞれ1万円未満を切り上げる。

※本人分控除欄の「授業料」とは、貸与開始時において在学している学校の授業料年額(入学金、施設整備費、実習費等を除く。)である。